

## 登録証明交付願

年 月 日

日本公認会計士協会御中

(申請者)

住 所

氏 名

印

公認会計士

外国公認会計士

会計士補

特定社員

登録名簿に登録されていることを

※該当名簿にチェックを入れてください

公認会計士法により下記のとおり  
証明願います。

使用目的 : \_\_\_\_\_

提出先 : \_\_\_\_\_

証明書の必要通数 和文 : 通、英文 : 通

記

1. 氏 名 : \_\_\_\_\_

(アルファベット表記) : \_\_\_\_\_

年 月 日 生

2. 登録番号 第 号

3. 登録年月日 年 月 日

4. 住所又は事務所所在地

5. 「監査法人社員資格証明書」を希望の場合は該当部分を○で囲んでください。

公認会計士法第34条の4第2項各号に該当 (する・しない)

6. 「会計参与資格証明書」を希望の場合は該当部分を○で囲んでください。

会社法第333条第3項第2号の規定に該当 (する・しない)

(注) 1 英文による登録証明書のみ氏名の読みをアルファベットで添え書きしてください。

2 監査法人の社員資格証明書は、公認会計士法第34条の4第2項各号のいずれかに該当している場合は発行できません。

3 会計参与資格証明書は、会社法第333条第3項第2号の規定に該当している場合は発行できません。

4 登録証明手数料は1通、1,000円です。証明書を普通郵便で郵送物送付先に郵送する際に請求書兼振込票を同封いたします。書留、速達を希望する場合には、交付願の余白に書留又は速達希望とご記載ください。料金は自己負担になります(請求書に書留、速達料金等を追加します)。

## 【参考】

### 登録証明事務取扱要領

(制 定 昭和60年11月5日)  
最終変更 2019年2月22日

(総則)

**第1条** この要領は、公認会計士等登録事務細則第3条第2項及び特定社員の登録、入会等に関する事務細則第8条第2項の規定に基づき、専務理事が処理する事務のうち、登録証明事務に關し、必要な事項を定める。

(交付)

**第2条** 公認会計士、会計士補、外国公認会計士及び特定社員（以下「公認会計士等」という。）並びに公認会計士等であった者（以下「申請者」という。）は、本会に対し、申請者本人に係る公認会計士法に基づく公認会計士名簿、会計士補名簿、外国公認会計士名簿及び特定社員名簿（以下「登録名簿」という。）に係る登録の有無に關し、証明書の交付を求めることができる。

(社員資格証明の交付)

**第3条** 会員及び特定社員である準会員は、本会に対し、公認会計士法第34条の4に規定する監査法人の社員となる資格を有することについての証明書の交付を求めることができる。

(会計参与・会計監査人の資格証明の交付)

**第4条** 会員は、本会に対し、会計参与又は会計監査人となる資格を有することについての証明書の交付を求めることができる。

(手続)

**第5条** 申請者が、第2条、第3条又は前条の証明書の交付を求める場合は、本会に備えた「登録証明交付願」（様式第1号）に所定の事項を記入して、本会に提出しなければならない。

2 登録証明交付願による各種証明書の交付申請は、被証明者のみが行うことができる。

3 申請者は、証明書交付手数料(1通につき1,000円)を支払わなければならない。

4 前3項の規定は、本会のウェブサイトを通じて電磁的に証明書の交付を求める場合について準用する。

(証明書の発行)

**第6条** 証明書の発行は、専務理事が行う。

(証明書の様式)

**第7条** 第2条の証明書の様式は、日本語にあっては、様式第2号、英語にあっては原則として記名捺印用を様式第3-1号、署名用を様式第3-2号とする。

2 第3条の証明書の様式は、様式第4号とする。

3 第4条の証明書の様式は、様式第5号又は様式第6号とする。

(公印)

**第8条** 証明書の公印は証明印とし、専務理事が保管する。

(交付簿の記載)

**第9条** 証明書の交付は、様式第7号の登録証明交付簿に所要事項を記載して行うものとする。

#### 附 則

この取扱要領は、昭和60年12月4日から実施する。

#### 附 則（平成元年1月18日改正）

この改正規定は、平成元年1月19日から実施する。ただし、第1条、第5条第1項、第6条の改正規定は、昭和63年8月16日から適用する。

#### 附 則（平成13年3月22日改正）

この改正様式は、会則第5条の改正に伴い事務所移転の日から施行する。

#### 附 則（平成16年3月17日改正）

この改正規定は、平成16年4月1日から実施する。

#### 附 則（平成17年3月11日改正）

この改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成17年12月8日改正）

この改正規定は、会社法の施行の日から施行する。

#### 附 則（平成18年2月16日改正）

この改正規定は、会則第75条の2の改正について、金融庁長官の認可があった日（平成18年8月21日）から施行する。

附 則（平成18年12月7日改正）

この改正規定は、平成19年2月2日から施行する。

附 則（平成19年5月17日改正）

この改正規定は、平成19年定期総会終了後から施行する。

附 則（平成20年3月26日改正）

この改正規定は、会則第31条の2を加える改正規定の適用日（平成20年4月1日）から施行する。

附 則（平成27年3月18日改正）

1 この改正規定は、平成27年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日以後においても、当分の間、この改正規定による改正前の様式第1号から第4号までにより第2条から第4条までの証明書の交付を求めることができる。

附 則（2019年2月22日改正）

この改正規定は、2019年2月23日から施行する。